明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（**農林水産**二〇八〇）　一

○電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示の一部を改正する告示（**経済産業**一九〇）　四

○小樽船舶通航信号所に関する告示及び塩釜船舶通航信号所に関する告示の一部を改正する告示（**海上保安庁**五〇）　五

〔**官庁報告**〕

官庁事項

下請中小企業振興法第三条第一項の規定に基づき、振興基準を定めた件（経済産業省）　七

〔**公　告**〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　一三

特殊法人等

日本弁護士連合会裁決関係　五七

会社その他

会社決算公告　六二